

平成22年 5月21日  
第2181号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

○生活保護法による指定介護機関の廃止（249・福祉政策課）	1
○生活保護法による介護機関の指定（250・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定介護機関の変更（251・福祉政策課）	3
○第五種共同漁業権遊漁規則の認可（252・水産漁港課）	3
○第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可（253・水産漁港課）	12
○大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出（254・商業貿易課）	15
○建設業の許可の取り消し（255・北秋田地域振興局総務企画部）	16
○保安林の指定解除予定通知（256・山本地域振興局農林部）	16
○建設業の許可の取り消し（257・秋田地域振興局総務企画部）	16
○道路区域の変更及び供用開始（258・秋田地域振興局建設部）	16
○開発行為に関する工事の完了（259・由利地域振興局建設部）	17

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 2件	17
○漁業権設定の免許（水産漁港課）	18
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）	19
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）	19

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（40）	20
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（41）	20

## 告 示

### 秋田県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年 5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
横手市社会福祉協議会大雄福祉センター指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市大雄字大関310番地	居宅介護支援事業	平成22年 3月31日
ケアコンプレックス潟上デイサービスセンターふくろう	医療法人正和会 理事長	潟上市天王字棒沼台247番 4	通所介護 介護予防通所介護	平成22年 3月31日
ケアコンプレックス潟上ショートステイこうのとり	医療法人正和会 理事長	潟上市天王字棒沼台247番 4	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成22年 3月31日
株式会社 虹の街 鷹巣営業所	株式会社 虹の街 代表取締役	北秋田市脇神字藤株囲の内14番地	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用	平成22年 3月31日

			具販売 特定介護予 防福祉用具 販売	
秋田県厚生連湖東指定居 宅介護支援事業所	秋田県厚生農業協同組合 連合会 代表理事理事長	南秋田郡八郎潟町川崎字貝 保37	居宅介護支 援事業	平成22年3月31日
訪問看護ステーションぬ くもり	有限会社チアフル 代表 取締役	大館市清水一丁目1番60号	訪問看護 介護予防訪 問看護	平成22年4月15日

## 秋田県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービ スの 種類	指定年月日
小規模多機能ケアセン ターみわ	有限会社 モコ 代表取 締役	雄勝郡羽後町貝沢字拾三本 塚43番地6	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護	平成22年4月1日
ヘルパーステーション はあと	財団法人 たかのす福祉 公社 理事長	北秋田市大町8-23	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成22年4月1日
特別養護老人ホーム峰山 荘	社会福祉法人大仙ふくし 会 理事長	大仙市協和峰吉川字半仙29 番地59	介護老人福 祉施設	平成22年4月1日
峰山荘短期入所生活介護 事業所	社会福祉法人大仙ふくし 会 理事長	大仙市協和峰吉川字半仙29 番地59	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成22年4月1日
小規模多機能型居宅介護 事業所なごみ	株式会社 博コーポレー ション 代表取締役	横手市婦気大堤字西野23- 1	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護	平成22年4月15日
森こしの丘居宅介護支援 センター	マウンドストーン株式会 社 代表取締役	大仙市協和船岡字森越11- 14	居宅介護支 援事業	平成22年4月1日
ショートステイ「松峰 園」	株式会社 松峰園 代表 取締役	能代市鳥小屋33番地2	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成22年4月15日
ショートステイ大寿	株式会社 大寿 代表取 締役	大館市池内字大出442-1	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成22年4月15日
介護サービスセンター山 王台デイサービス	社会福祉法人 比内ふく し会 理事長	大館市池内字上野234-1	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年4月1日
介護センター 花☆花	宮城部品株式会社 代表 取締役	南秋田郡五城目町富津内下 山内字奈良崎150	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成22年3月1日
成寿苑指定通所リハビリ テーション事業所	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴79番地	介護予防通 所リハビリ テーション	平成22年4月6日
成寿苑指定短期入所療養 介護事業所	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴79番地	介護予防短 期入所療養 介護	平成22年4月6日

グループホームのぞみ	株式会社 大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	大仙市大曲西根字鳥居57- 1	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護	平成22年4月1日
------------	----------------------------	--------------------	------------------------------	-----------

## 秋田県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービ スの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
横手市社会福祉協議会西部指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人 横手市社会 福祉協議会 会長	横手市大森町 字大中島268番 地	横手市社会福祉協議会大森一丁目指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会西部指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	平成22年4月1日
美郷町介護事業所	社会福祉法人 美郷町社会 福祉協議会 会長	仙北郡美郷町 土崎字上野乙 6番地1	仙北郡美郷町 飯詰字北中島 31番地3	仙北郡美郷町 土崎字上野乙 6番地1	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成22年4月1日
秋田県厚生連北秋指定居宅介護支援事業所	秋田県厚生連 農業協同組合 代表理事 事理	北秋田市下杉 字上清水沢16 -29	北秋田市花園 町10番5号	北秋田市下杉 字上清水沢16 -29	居宅介護支援事業	平成22年4月1日
厚生連北秋訪問看護ステーション	秋田県厚生連 農業協同組合 代表理事 事理	北秋田市下杉 字上清水沢16 -29	北秋田市花園 町10番5号	北秋田市下杉 字上清水沢16 -29	訪問看護	平成22年4月1日

## 秋田県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり免許したので公示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

遊 漁 規 則 の 名 称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号
内共第29号第五種共同漁業権遊漁規則	皆瀬川筋漁業協同組合 湯沢市稲庭町稲庭238-1 雄勝漁業協同組合 湯沢市秋ノ宮字桑沢18番地の3 県南漁業協同組合 横手市雄物川町薄井字薄井216 横手川漁業協同組合 横手市黒川字上和野206 仙北漁業協同組合 大仙市若竹町10-9 仙北中央漁業協同組合 大仙市北長野字茶畑141 角館漁業協同組合 仙北市角館町北野62-2 仙北西部漁業協同組合	内共第29号

	大仙市協和下淀川字車田16-1 岩見川漁業協同組合 秋田市河辺和田字上中野184-2	
内共第30号第五種共同漁業権遊漁規則	鷹巣漁業協同組合 北秋田市大町7-11 鹿角市河川漁業協同組合 鹿角市花輪字荒田4番地1 比内町漁業協同組合 大館市比内町扇田字押切49番地22 大館市漁業協同組合 大館市字古川39-12 田代漁業協同組合 大館市早口字上野43-1 阿仁川漁業協同組合 北秋田市米内沢字七曲51番地 粕毛漁業協同組合 山本郡藤里町藤琴字大関添6-1 能代市常盤川漁業協同組合 能代市常盤字山谷37	内共第30号
内共第31号第五種共同漁業権遊漁規則	子吉川水系漁業協同組合 由利本荘市岩谷町字十二柳132	内共第31号

## 2 遊漁規則の施行の日

平成22年4月26日

## 3 遊漁についての制限の範囲

## (1) 漁具及び漁法の制限

漁業権免許番号	漁具・漁法	規 模
内共第29号	手釣り・竿釣り	
内共第30号	手釣り・竿釣り	米代川本流域での船釣りを禁止
内共第31号	手釣り・竿釣り	

## (2) 遊漁期間

漁業権免許番号	魚 種	規 模
内共第29号	さくらます	6月1日から8月31日まで及び11月1日から2月末日まで
内共第30号	さくらます	6月1日から8月31日まで及び11月1日から2月末日まで
内共第31号	さくらます	6月1日から8月31日まで及び11月1日から2月末日まで

## (3) 禁止区域及び期間

漁 業 権 免許番号	区 域	禁 止 期 間

内共第29号	雄勝漁業協同組合管理範囲	役内川雄勝中学校前堰堤の上流10mと下流30mの間	1月1日から12月31日まで
		山田五ヶ村堰土地改良区堰堤の上下流50mの間	
		湯沢頭首工の上下流50mの間	
	皆瀬川筋漁業協同組合管理範囲	羽後町大久保頭首工の上下流100mの間	1月1日から12月31日まで
	県南漁業協同組合管理範囲	山城堰頭首工から下流300mまで	1月1日から12月31日まで
	横手川漁業協同組合管理範囲	大沢新一の堰頭首工、安本新上堰頭首工の堰堤上下100mの間	1月1日から12月31日まで
		山内消防署前橋から平石堰堤までの間	
		第一頭首工から皿木橋までの間	
仙北漁業協同組合管理範囲	神成橋から下流田沢水路まで	善知鳥川、湯田沢川及び七滝川	1月1日から12月31日まで
仙北中央漁業協同組合管理範囲	大仙市松倉頭首工の上流660mと下流100mの間		1月1日から12月31日まで
	玉川橋から玉川と雄物川の合流点まで		9月1日から12月31日まで
角館漁業協同組合管理範囲	夏瀬ダムから下流広久内頭首工（堰堤下流30m）まで	各堰堤上下30m（但し、鷲ノ崎堰堤を除く） 旧大野関堰堤上下30m 漁場区域内の各沢	1月1日から12月31日まで
仙北西部漁業協同組合管理範囲	大仙市円行寺字オリトの沢9番地の2棚平川の起点から下流雄物川の合流点まで（棚平川）	1月1日から12月31日まで	
	大仙市土川字オドシ沢1番地先芦沢川の起点から下流雄物川の合流点まで（芦沢川）		
	大仙市協和船岡字小黒川前国有林2013林班い小班タモギ沢起点から下流淀川の合流点まで（タモギ沢川）		
	大仙市協和中淀川字一の古種沢起点から下流淀川の合流点まで（古種沢川）		
	大仙市協和荒川字奥山沢国有林2112林班い小班大高沢起点から下流荒川の合流点まで（大高沢川）		
	秋田市雄和萱ヶ沢字中田20の5地先新波川起点から下流雄物川の合流点まで（新波川）		

		大仙市協和船岡字大川前18林班地先オソ沢堰堤より上流1,000mまでの間	
		大仙市協和下淀川字西台地先中島堰堤の上下流50mの間	
		大仙市協和上淀川字中村川原田地先の川原堰堤の上下流50mの間	
		大仙市協和下淀川字川原川原橋上流100mの間	
	岩見川漁業協同組合管理範囲	秋田市河辺松淵字岩箱向地内芝野堰頭首工の舟通し内	1月1日から12月31日まで
		芝野堰頭首工から下流松測中の橋までの間	
		秋田市河辺岩見国有林283林班の小班小又川起点から下流岩見川の合流点まで	
		岩見ダムから下流丸舞川の合流点まで	
内共第30号	鹿角市河川漁業協同組合管理範囲	鹿角市八幡平字小山1番地9先の一の渡頭首工上流端から下流200mまで	1月1日から12月31日まで
		鹿角市八幡平字長内44番地4先の長内頭首工上流端から下流100mまで	
		鹿角市十和田大湯字大湯国有林39林班ぬ新田釜屋沢起点から下流小坂川合流点まで	
	比内町漁業協同組合管理範囲	米代川筋連合堰堤上流端から下流扇田橋までの間	4月1日から10月31日まで
	大館漁業協同組合管理範囲	長木川J R花輪線鉄橋上流端から下流長木川側道までの長木川	1月1日から12月31日まで
	田代漁業協同組合管理範囲	米代川合流点から上流国道早口橋までの早口川	1月1日から12月31日まで
	鷹巣漁業協同組合管理範囲	北秋田市糠沢国有林2016林班わ小班、2019林班い小班西又沢起点から下流糠沢川の合流点まで	1月1日から12月31日まで
		北秋田市栄字地上ミ田ノ沢15田沢川起点から米代川の合流点まで	
		北秋田市摩当沢国有林2048林班ち小班桧沢起点から米代川の合流点まで	
		北秋田市栄字吉ヶ沢58の1吉ヶ沢起点から下流摩当川の合流点まで	
		北秋田市仙戸石沢国有林2142林班そ小班大湯津内沢起点から下流小猿部川の合流点まで	

		北秋田市仙戸石沢国有林2141林班よ小班小湯津内沢起点から下流小猿部川の合流点まで	
		北秋田市仙戸石沢国有林2147林班か小班東ノ又沢起点から下流小猿部川の合流点まで	
	阿仁川漁業協同組合管理範囲	北秋田市根小屋頭首工の上流100mと下流600mの間の阿仁川	1月1日から12月31日まで
		北秋田市本城頭首工上下流100mの間	
		北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流100mまでの間	
		小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流100mまでの間	
	能代市常盤川漁業協同組合管理範囲	常盤川と米代川の合流点から上流、常盤川本流及び合流する支流全域	1月1日から12月31日まで
内共第31号	子吉川水系漁業協同組合管理範囲	由利本荘市矢島町新荘神代山二番堰堤八塩沢川起点から下流子吉川の合流点まで	1月1日から12月31日まで
		由利本荘市大梁鰯出地先大梁川起点から下流石沢川の合流点まで	
		由利本荘市奥ヶ沢三方森地先奥ヶ沢川起点から下流石沢川の合流点まで	

## (4) 全長制限

漁業権免許番号	魚 種	全 長
内共第29号	さくらます	30センチメートル以下採捕禁止
内共第30号	さくらます	15センチメートル以下採捕禁止
内共第31号	さくらます	15センチメートル以下採捕禁止

## 4 遊漁料の額

漁業権免許番号	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
内共第29号	さくらます	手釣り・竿釣り	1日 3,500円 1年 15,000円
内共第30号	さくらます	手釣り・竿釣り	1日 3,500円 1年 15,000円
内共第31号	さくらます	手釣り・竿釣り	1日 3,500円 1年 15,000円

## 5 遊漁料納入場所

漁業権免許番号	納 入 場 所
内共第29号	湯沢市秋ノ宮字桑沢18番地3 雄勝漁業協同組合事務所 湯沢市小野字大山沢15番地 鮎乃家 湯沢市横堀字白銀町46番地 大場商店 湯沢市秋ノ宮字山居野11番地28 おなじみ荘 湯沢市秋ノ宮字川島4番地18 兼子商店 湯沢市下院内字新馬場192番地 小西 芳郎 湯沢市秋ノ宮字小淵沢14番地 小町の国手づくり工房 湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱71番地 新五郎湯 湯沢市秋ノ宮字大田184番地 菅広酒店 湯沢市小野字諏訪15番地2 築瀬 房治 湯沢市小野字桐木田127番地 ローソン雄勝店 湯沢市稲庭町字稲庭238番地の1 皆瀬川筋漁業協同組合事務所 湯沢市稲庭町字新城台53-5 Yショップあべ 湯沢市稲庭町字稲庭 阿部光雄つりぼりセンター 横手市増田町戸波字下羽場83 織田 信太郎 横手市雄物川町薄井字薄井216番地 県南漁業協同組合事務所 横手市十文字町海道下64番地の5 アキタつり具店 横手市寿町14番地の5 横手釣具センター 横手市大町5番地の30 鶴田釣具店 大仙市若竹町10番9号 仙北漁業協同組合事務所 大仙市日出町41番9号 品川住宅 大仙市戸蒔字錨169番地 上州屋 大曲店 大仙市藤木字東八圭69番地 佐貫製材所 大仙市内小友字荒町3番地 堀川 盛一 仙北郡美郷町六郷字馬場17番9号 鈴木釣具店 仙北郡美郷町六郷東根字妻ノ神74番地 高橋商店 大仙市板見内字長仙寺4番地 原 則雄 大仙市払田字下川原228番地 加藤木工所 大仙市高梨金堀97番地 田茂木自動車 大仙市太田町斎内字一本柳45番地 高橋 正隆 大仙市太田町字上斎内147番地 小松 弘一 大仙市太田町斎内字真木79番地 高貝 俊一 仙北郡美郷町千畑土崎字上野際1番1号 照井 勇一 仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵283番地 千葉 隆二 大仙市四ツ屋櫛ノ木91 小田嶋 恭治 大仙市高梨字谷地中132 檜尾 喜美雄 大仙市神宮寺字本郷野71-1 小林釣具店 大仙市長野字柳田140-1 藤村 一男 大仙市花館字間倉洲崎19-2 佐々木 国男 大仙市鑓見内字幕林244 サンクス中仙町店 大仙市下鷲野字上中嶋53-3 サンクス中仙うぐいすの店 大仙市四ツ屋字草刈野89 藤島 良治 大仙市長野字高畑14 佐々木 秋男 大仙市長野字開2-3 高橋 明 仙北市角館町北野62-2 角館漁業協同組合事務所 仙北市角館町菅沢21-8 村上 久夫 仙北市角館町西野川原7-14 民宿ワタナベ 仙北市角館町細越12番地 森ドライブイン 仙北市角館町小勝田中川原139-8 藤枝 富治



仙北市角館町小勝田中川原126-3	星宮 忠清
仙北市角館町雲然碇190番地の1	鈴木 正市
仙北市角館町雲然碇前田92番地	鈴木 隆
大仙市下鷲野上中嶋191番地	宮城商店
仙北市西木町門屋字屋敷田83番地の2	ふれあいプラザクリオン
仙北市西木町字大地田62番地	本庄商店
仙北市西木町上桧木内字堀内46番地の1	齊藤鮮魚店
仙北市西木町上桧木内字宮田54番地	中島 健
仙北市西木町桧木内字相内4	門脇 征子
仙北市西木町桧木内字吉田93番地1の1	門脇鮮魚店
仙北市西木町桧木内字上道18番地	門脇 万之助
仙北市西木町桧木内字中島55番地の1	布谷酒店
仙北市西木町桧木内字山口3番地	橋本商店
仙北市田沢湖生保内字野中154番地の1	ローソン生保内店
仙北市西木町上桧木内字桁沢120番地の1	阿部 高美
仙北市西木町桧木内字長戸呂79番地の1	浅利酒店
仙北市田沢湖角館東前郷字後川217	柏谷 亮
仙北市角館町広久内舟場50番地	佐藤 順一
仙北市西木町西明寺字小山寺60番地の1	小林酒店
仙北市田沢湖小松字二枚橋5番地の1	ローソン神代店
仙北市西木町上荒井字新屋5番地の1	ローソン西明寺店
仙北市角館町下菅沢220番地の3	ローソン角館岩瀬店
大仙市長野柳田30番地の1	ローソン中仙店
秋田市雄和種沢字太子前93番地の4	伊藤裕紀鮮魚店
秋田市雄和戸賀沢字金山沢92番地	石井商店
秋田市雄和椿川字方福14番地の7	椿商会
大仙市協和荒川字山ノ内63-2	おばこライフサービス 荒川給油所
秋田市雄和新波字竹の花10番地の4	渡部商店
秋田市雄和繫字宿133-2	齊藤 信夫
大仙市強首字寝越3番地	伊藤商店
大仙市土川字上野170番地の2	小野商店
大仙市土川字大畑山36番地の2	菅原自動車鍍金塗装
大仙市協和下淀川字車田16番地の1	仙北西部漁業協同組合事務所
大仙市協和下淀川字岸館9番地	稲葉静江商店
大仙市協和船岡字野田174番地の3	田村 拓司
大仙市協和船岡字津野142番地の1	豊島満商店
大仙市協和船岡字上庄内68番地	藤原 正人
大仙市協和船岡字中庄内64番地	ラーメンハウス協和
大仙市協和船岡字庄内214番地	協和温泉 四季の湯
大仙市協和船岡字東兵衛屋敷191	からまつ山荘
秋田市大町一丁目1番6号	オリンピック釣具店
秋田市檜山登町七丁目10番	小林釣具店
秋田市山王二丁目10番地18号	フィッシング イトウ
秋田市広面蓮沼24番地4の101	ディー ループ
秋田市河辺和田字上中野184番地2	岩見川漁業協同組合事務所
秋田市河辺和田字和田63番地	佐藤 ゆか子
秋田市河辺和田字和田94番地	加賀屋 千代司
秋田市河辺和田字式田80番地	鈴木 正勝
秋田市河辺和田字宮崎136番地	松沢 幸一
秋田市河辺三内字尼沢62番地1	戸井田 タエ
秋田市河辺三内字野崎35番地10	ヤマザキショップ
秋田市河辺三内字外川原123番地の5	マイショップ高橋

	秋田市河辺三内字外川原143番地 小野寺繁四郎商店 秋田市河辺三内字寺田15番地 山上 充子 秋田市河辺三内字曾場18番地3 熊谷清商店 秋田市河辺町三内字丸舞1番地の1 ユフォーレ 秋田市河辺町大沢中田48番地 佐々木 久作 秋田市河辺岩見字萱森68番地 追留商店 秋田市河辺岩見字茂17番地 石塚 喜久治 秋田市河辺岩見字新川54番地 船木寿満代商店 秋田市河辺岩見字関口川原19番地 石塚勝太郎商店 秋田市外旭川字待合10番地1 上州屋秋田外旭川店 秋田市河辺和田字坂本北284番地5 ファミリーマート河辺和田店 秋田市御所野湯本2番地1の4 ファミリーマート御所野店
内共第30号	鹿角市花輪字高井田48-12 ローソン 鹿角花輪店 鹿角市十和田錦木字浜田39-2 ファミリーマート 鹿角錦木店 大館市比内町扇田字押切49-22 比内町漁業協同組合 大館市十二所字川端91 畠山 久夫 大館市比内町扇田字中扇田3 田村旅館 大館市比内町扇田字押切55 菅原 栄 大館市十二所町頭55 リトル大滝 大館市比内町扇田字上扇田45-2 カネヤ生花店 大館市比内町扇田字中扇田36-1 佐々木釣具店 大館市比内町扇田字伊勢堂岱41番地の1 サンクス比内店 大館市曲田字家後93-1 サンクス曲田店 大館市曲田字間町3-1 ローソン曲田店 大館市餌釣字前田380 サンクス餌釣店 大館市比内町扇田字押切49-22 伊勢屋 大館市古川町39番地の12 大館市漁業協同組合事務所 大館市水門前91番地の1 釣具店 波太郎 大館市馬喰39番地 渡正釣具店 大館市雪沢上谷地108番地 田山商店 大館市長走字長走75番地 風穴ドライブイン 大館市餅田二丁目2番地の1の81 北秋クリーンサービス(有) 石川 富雄 大館市根下戸下袋132番地 伊藤商店 伊藤 久重 大館市曲田家ノ後93番地の1 サンクス大館曲田店 大館市曲田曲田3-1 ローソン大館曲田店 大館市長坂字中岱98番地の4 小笠原 英一 大館市長坂字中岱108番地 小笠原 定路 大館市岩瀬字谷地の平3番地の170 藤田 孝美 大館市早口字赤坂下63番地39 三浦 信博 大館市早口字大人沢120番地1 ローソン大館川口店 大館市早口字岩野目68番地の2 工藤 亮 大館市早口字高岨上段26番地 花田 幸一郎 大館市岩瀬字桂岱70番地 笹木商店 笹木 金彦 大館市岩瀬字羽立18番地 鳥潟商店 鳥潟 賀尚 北秋田市綴子糠沢61番地 出川商店 北秋田市綴子前野63番地1 サンクス鷹巣綴子店 北秋田市綴子大堤65番地1 三四郎 北秋田市住吉町87 サンクス北秋田住吉町店 北秋田市鷹巣東上綱6-1 サンクス鷹巣庁舎前店 北秋田市鷹巣帰道13番地の15 渡辺 茂雄 北秋田市七日市囲ノ内23番地 松前商店 北秋田市七日市山の上 千葉 忠男

	北秋田市米内沢字柳原9番地3	阿仁川漁業協同組合事務所
	北秋田市新田目字大野82番地の2	北秋田市合川支所 阿仁川漁協合川支部
	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地	上小阿仁村役場 阿仁川漁協上小阿仁支部
	北秋田市小又字下川原112番地	菊地時計店
	北秋田市阿仁前田字上館下395番地の1	サンクス阿仁前田店
	北秋田市小又字小又1番地	太田 松寿
	北秋田市小又字下川原112番地	天道 昭康
	北秋田市森吉字湯ノ岱14番地の1	国民宿舎 森吉山荘
	北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1012林班い小班	太平湖グリーンハウス
	北秋田市森吉字森吉山麓高原1番地	奥森吉青少年野外活動センター
	北秋田市米内沢字柳原39番地の1	阿仁川アユセンター
	北秋田市下杉字狐森38番地の5	松橋釣具店
	北秋田市阿仁打当字北渡道上ミ67番地	マタギの里観光開発株式会社
	北秋田市阿仁比立内字前田表46番地の1	松橋旅館
	北秋田市阿仁比立内字前田表41番地の2	木村精肉店
	北秋田市阿仁幸屋字西野小綱9番地の2	鈴木商店
	北秋田市阿仁水無字湯口内445番地の2	仙北谷勝雄
	北秋田郡上小阿仁村五反沢字八幡森111番地の4	山ふじ温泉
	能代市二ツ井町切石字鳥坂1番地	自然倶楽部
	能代市二ツ井町小繋湯ノ沢43番地の2	サンクス秋田きみまち飯店
	能代市二ツ井町字小槻ノ木9番地	サンクス秋田二ツ井店
	能代市二ツ井町種字外面89番地の1	畠山商店
	能代市二ツ井町五千苺46番地の5	つりけん
	能代市二ツ井町飛根字富根133番地	米川商店
	能代市二ツ井町三千苺85番地の1	ローソン二ツ井町店
	山本郡藤里町藤琴字藤琴54番地の1	テレビアン食堂
	山本郡藤里町粕毛字春日野22番地	桂田商店
	能代市常盤字山谷9-1	佐藤商店 佐藤秋弘
	能代市常盤字苺橋134番地	塚本商店 塚本正子
	能代市字寺向59	上州屋 能代店
	能代市鹹淵字古屋布71-1	サンクス能代 東インター店
	能代市向能代字上野越110-1	ローソン向能代店
内共第31号	由利本荘市岩谷町字十二柳132	子吉川水系漁業協同組合事務所

ただし、次の漁具及び漁法で遊漁する場合は、漁場で納付することができる。この場合においては、次の遊漁料を加算することができる。

漁業権免許番号	漁具・漁法	料 金
内共第29号	手釣り・竿釣り	1,000円
内共第30号	手釣り・竿釣り	1,000円
内共第31号	手釣り・竿釣り	1,000円

#### 6 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁承認証を遊漁者の遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 7 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

#### 8 外来魚の再放流の禁止

遊漁者は、採捕した外来魚（オオクチバス、コクチバス及びブルーギル）を再放流してはならない。

#### 9 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。

(2) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 10 違反者に対する措置に関する事項

組合は遊漁者が第五種共同漁業権遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

### 秋田県告示第253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり免許したので公示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 阿仁川漁業協同組合内共第19号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

ア 変更に係る遊漁規則の名称

阿仁川漁業協同組合内共第19号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

阿仁川漁業協同組合

北秋田市米内沢字七曲51番地

ウ 漁業権の免許番号

内共第19号

(2) 変更の内容

ア 遊漁期間

変 更 後		変 更 前	
魚 種	期 間	魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
いわな やまめ にじます	3月21日から9月20日まで	いわな やまめ にじます	3月21日から9月20日まで
こい ふな うぐい やつめ	1月1日から12月31日まで	さくらます	6月1日から8月31日まで
		こい ふな うぐい やつめ	1月1日から12月31日まで

イ 禁止区域

変 更 後		変 更 前	
区 域	期 間	区 域	期 間
北秋田市米内沢根小屋頭首	1月1日から12月31日まで	森吉町米内沢根小屋頭首工	1月1日から12月31日まで

工上流100mから下流100mまでの阿仁川	(全魚種)	上流100mから下流100mまでの阿仁川	(全魚種)
北秋田市高長橋下流端から上流300mまでの阿仁川	9月20日から9月30日まで (全魚種)	合川町高長橋下流端から上流300mまでの阿仁川	9月20日から9月30日まで (全魚種)
北秋田市新田目橋上流600m地点から上流300mまでの阿仁川(北秋田市新田目古屋敷地先)	5月1日から9月30日まで (やつめ)	合川町新田目橋上流600m地点から上流300mまでの阿仁川(合川町新田目古屋敷地先)	5月1日から9月30日まで (やつめ)
北秋田市米内沢本城頭首工提体上流100mから下流100mまでの阿仁川	1月1日から12月31日まで (全魚種)	森吉町米内沢本城頭首工提体上流100mから下流100mまでの阿仁川	1月1日から12月31日まで (全魚種)
北秋田市阿仁中ノ又沢起点から下流打当川合流点まで	1月1日から12月31日まで (全魚種)	森吉町米内沢本城頭首工上流100mの阿仁川	1月1日から12月31日まで (さくらます)
北秋田市阿仁ヒヤコ沢起点から下流中ノ又沢合流点まで		森吉町米内沢根小屋頭首工下流600mの阿仁川	
北秋田市阿仁立又沢起点から下流打当川合流点まで		森吉町比立内川堰堤から下流打当川の合流点まで	
北秋田市阿仁小五郎沢起点から下流立又沢合流点まで		小阿仁川小田瀬ブロックから上流100mの小阿仁川	
北秋田市阿仁高ヒバ沢起点から下流立又沢合流点まで		阿仁町中ノ又沢起点から下流打当川合流点まで	1月1日から12月31日まで (全魚種)
北秋田市阿仁木滝沢起点から下流立又沢合流点まで	阿仁町ヒヤコ沢起点から下流中ノ又沢合流点まで		
北秋田市阿仁水尻沢起点から下流立又沢合流点まで	阿仁町立又沢起点から下流打当川合流点まで		
北秋田市森吉ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起点まで並びに赤水沢起点まで	阿仁町小五郎沢起点から下流立又沢合流点まで		
	阿仁町高ヒバ沢起点から下流立又沢合流点まで		
	阿仁町木滝沢起点から下流立又沢合流点まで		
	阿仁町水尻沢起点から下流立又沢合流点まで		
	阿仁町大冷水沢起点から下流立又沢合流点まで		
	森吉町ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起点まで		

並びに赤水沢起点まで

## ウ 全長制限

変 更 後		変 更 前	
魚 種	全 長	魚 種	全 長
いわな やまめ こい にじます	15センチメートル以下	いわな やまめ こい にじます	15センチメートル以下
やつめ	30センチメートル以下	やつめ さくらます	30センチメートル以下

## エ 遊漁料の額

変 更 後			変 更 後		
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	とも釣り	1日 1,000円	あゆ	とも釣り	1日 1,000円
	どぶ釣り	1年 7,000円		どぶ釣り	1年 7,000円
	がらがけ	1年 7,000円		がらがけ	1年 7,000円
	投網 刺網	1年 7,000円		投網 刺網	1年 7,000円
いわな やまめ	手釣り・さお釣り	1日 1,000円	さくらま す	釣り・さお釣り	1日 2,000円
		1年 5,000円			1年 7,000円
こい ふな	手釣り・さお釣り	1年 2,000円	いわな やまめ	手釣り・さお釣り	1日 1,000円
		1年 5,000円			1年 5,000円
うぐい	手釣り・さお釣り	1年 2,000円	こい ふな	手釣り・さお釣り	1年 2,000円
		1年 5,000円			1年 5,000円
にじます	手釣り・さお釣り	1日 1,000円	うぐい	手釣り・さお釣り	1年 2,000円
		1年 5,000円			1年 5,000円
やつめ	やす突き	1年 4,000円	にじます	手釣り・さお釣り	1日 1,000円
					1年 5,000円
			やつめ	やす突き	1年 4,000円

(3) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成22年4月26日

## 2 雄物川上流漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

- ア 変更に係る遊漁規則の名称  
雄物川上流漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則
- イ 漁業権者の名称及び住所  
雄物川上流漁業協同組合  
雄勝郡羽後町貝沢字捨三本塚1-1
- ウ 漁業権の免許番号  
内共第5号

## (2) 変更の内容

- ア 遊漁料の額

変 更 後			変 更 後				
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		
あゆ	手釣り・さお釣り	1日	1,200円	あゆ	手釣り・さお釣り	1日	1,200円
		1年	6,000円			1年	8,000円
	網類	1年	13,000円		網類	1年	13,000円
いわな やまめ	手釣り・さお釣り	1日	700円	いわな やまめ	手釣り・さお釣り	1日	700円
		1年	4,000円			1年	4,000円
こい ふな うぐい	手釣り・さお釣り	1日	800円	こい ふな うぐい	手釣り・さお釣り	1日	800円
		1年	5,000円			1年	5,000円
	刺網	1年	10,000円		網類	1年	10,000円
やつめ	やす突き	1日	700円	やつめ	やす突き	1日	700円
		1年	4,000円			1年	4,000円

## (3) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成22年4月26日

## 秋田県告示第254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマサコーポレーション 代表取締役 鶴 岡 保  
由利本荘市岩渕下103番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイフルシティ本荘  
由利本荘市岩渕下103番地1
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
8,377平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成22年4月5日
- (6) 変更する理由  
店舗廃店のため

- 2 届出年月日  
平成22年4月28日

**秋田県告示第255号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年5月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
古河林業緑化株式会社  
北秋田市阿仁銀山字下新町119番地6  
代表取締役 明 石 廣 美  
秋田県知事許可（般-19）第9882号
- 3 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年5月7日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第256号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 能代市二ツ井町小繫字神明社下31番1、31番2、32番1、32番3、34番1、34番2  
(以上6筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**秋田県告示第257号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年5月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
秋田不二サッシ販売株式会社  
秋田市卸町四丁目8番5号  
代表取締役 安 田 廣 光  
秋田県知事許可（般-20）第40567号
- 3 処分の内容  
ガラス工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年5月10日付けでガラス工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。



平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田昭和線	秋田市広面字近藤堰越49番6から手形山中町42番5まで	21.0～22.6	0.093
	新	秋田昭和線	〃	22.7～23.1	0.093

2 供用開始の期日 平成22年5月21日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年5月21日から同年6月3日まで

## 秋田県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年2月26日付け指令由建—2000で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

由利本荘市水林284番地

社会福祉法人 中央会

理事長 伊 藤 功

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市土谷字新谷地157番、159番、160番、161番、162番、230番1、231番1及び232番3

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 文青

3 代表者の氏名

佐々木 孝 樹

4 主たる事務所の所在地

秋田市柳田字境田41番地29レフティサイド101号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者や母子家庭・父子家庭の方に対して、情報化社会が進む中でうまれている「情報格差」や「就職難」を減らすためパソコン教室を開講し、パソコンの基本的な操作ができるようになることで、社会に貢献することを目的とする。

また、発展途上国において貧困や災害その他の困難な状況に直面している人々に対して、食事支援や衛生環境の改善、教育の普及・啓発に関する事業を行い、子供も大人も心身共に健全に過ごせることで飢餓や貧困のない社会を築き、学校教育では指導が届きにくいパソコン教育を行い、国際化社会に対応できるようになることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 申請のあった年月日

平成22年4月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆめ協働隊

## 3 代表者の氏名

宇佐見 四十二

## 4 主たる事務所の所在地

横手市朝日が丘四丁目9番2号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して多様な研修と実践の場を提供することにより、地域の可能性に夢と希望をもって安心して暮らせるまちづくりを実現し、ひいては市民参画による協働社会の実現に寄与することを目的とする。

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について平成22年4月26日次のとおり免許したので公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

漁場計画の 際の公示番号	免許番号	漁業権者の住所 及び氏名又は名称	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第29号	内共第29号	湯沢市稲庭町稲庭238-1 皆瀬川筋漁業協同組合 湯沢市秋ノ宮字桑沢18番地の3 雄勝漁業協同組合 横手市雄物川町薄井字薄井216 県南漁業協同組合 横手市黒川字上和野206 横手川漁業協同組合 大仙市若竹町10-9 仙北漁業協同組合 大仙市北長野字茶畑141 仙北中央漁業協同組合 仙北市角館町北野62-2 角館漁業協同組合 大仙市協和下淀川字車田16-1 仙北西部漁業協同組合 秋田市河辺和田字上中野184-2 岩見川漁業協同組合	平成22年1月26日 秋田県告示第39号 公示内容のとおり	公共工事の施工 を拒んではなら ない	平成22年4月 26日から平成 25年12月31日 まで
内共第30号	内共第30号	北秋田市大町7-11 鷹巣漁業協同組合 鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市河川漁業協同組合 大館市比内町扇田字押切49番地22 比内町漁業協同組合 大館市字古川39-12 大館市漁業協同組合 大館市早口字上野43-1 田代漁業協同組合 北秋田市米内沢字七曲51番地 阿仁川漁業協同組合 山本郡藤里町藤琴字大関添6-1			

		粕毛漁業協同組合 能代市常盤字山谷37 能代市常盤川漁業協同組合			
内共第31号	内共第31号	由利本荘市岩谷町字十二柳132 子吉川水系漁業協同組合			

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鳥海町笹子土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上笹子字畑平119番地  
 〃 鳥海町下笹子字瀬目34番地  
 〃 〃 字本屋敷9番地  
 〃 〃 字長畑85番地  
 〃 鳥海町上笹子字下ノ宮18番地  
 〃 〃 字町49番地1  
 〃 鳥海町下笹子字大平35番地

佐 藤 弘 志  
 栗 田 哲 榮  
 高 橋 茂 三 郎  
 高 橋 豊 昭  
 菅 野 秋 夫  
 佐 藤 敬  
 今 野 孝 志

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町下笹子字瀬目34番地  
 〃 〃 字長畑85番地  
 〃 鳥海町上笹子字下ノ宮18番地  
 〃 〃 字町49番地1  
 〃 鳥海町下笹子字大平35番地  
 〃 鳥海町上笹子字中村12番地

栗 田 哲 榮  
 高 橋 豊 昭  
 菅 野 秋 夫  
 佐 藤 敬  
 今 野 孝 志  
 菅 野 準 悦

3 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上笹子字馬場80番地  
 〃 鳥海町下笹子字日影48番地

菊 地 芳 郎  
 原 田 莊 円

4 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上笹子字馬場80番地  
 〃 〃 字石神80番地

菊 地 芳 郎  
 小 沼 榮

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年5月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品

物 品 名	購入予定数量
I C 免許証カード（優良用）	423箱
I C 免許証カード（一般用）	282箱
I C 免許証カード（新規用）	57箱
運 転 経 歴 証 明 用 カ ー ド	5箱
イ ン ク リ ボ ン （ Y ）	77箱
イ ン ク リ ボ ン （ M ）	77箱
イ ン ク リ ボ ン （ C ）	77箱
イ ン ク リ ボ ン （ 黒 ）	77箱
U V C リ ボ ン （ 保 護 膜 ）	77箱
オ ー バ ー コ ー ト リ ボ ン	229箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年4月5日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社東芝東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号

5 随意契約に係る契約金額

物 品 名	契 約 金 額
I C 免許証カード (優良用)	140,227.5円
I C 免許証カード (一般用)	140,227.5円
I C 免許証カード (新規用)	140,227.5円
運 転 経 歴 証 明 用 カ ー ド	96,600 円
イ ン ク リ ボ ン ( Y )	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン ( M )	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン ( C )	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン ( 黒 )	14,175 円
U V C リボン (保護膜)	30,660 円
オ ー バ ー コ ー ト リ ボ ン	13,335 円

6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため。

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年5月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,618

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,816

#### 秋選管告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年5月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### 選挙区別

秋田市	89,371
能代市山本郡	26,478
横手市	28,194
大館市	22,525
男鹿市	9,678
湯沢市雄勝郡	20,693
鹿角市鹿角郡	11,745
由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036

北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,777
仙北市	8,647
南秋田郡	7,622

正	誤
---	---

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成22年3月26日（号外第1号）掲載の秋田県公安委員会規則第4号（秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

2

15

、同表秋田中央警察署仁井田交番の項中「字仲谷地」の次に「、字福島」を加え、同表由利本荘警察署石脇交番の項中「今野谷池」を「今野谷地」に改め、同表由利本荘警察署本荘駅前交番の項中「陣場岱」を「陳場岱」に改め

、同表秋田中央警察署仁井田交番の項中「字仲谷地」の次に「、字福島」を加え、同表由利本荘警察署本荘駅前交番の項中「陣場岱」を「陳場岱」に改め

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号